

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成28年12月19日)

現 行	変 更 後
<p>第1条 (省 略)</p> <p>第2条 (口座開設)</p> <p>お客様は、<u>本約款に定める外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の本約款および取引説明書、その他当社の定める規則等を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾のうえ、本人確認の手続など、当社所定の手続により口座開設の申込を行うものとし</u>ます。<u>ただし、申込にあたっては以下の各号の要件を満たしていることを必要と</u>します。</p> <p>(1) <u>満年齢が20歳以上75歳未満であること。</u></p> <p>(2) <u>金融資産が50万円以上あること。</u></p> <p>(3) <u>日本国内に居住していること (国籍は問わない)。</u></p> <p>(4) <u>パソコンで本取引を行うためのインターネット利用環境が整っていること。</u></p> <p>(5) <u>お客様固有の電子メールアドレスを登録すること。</u></p> <p>(6) <u>個人情報 が正確に提供されること。</u></p> <p>(7) <u>当社より提供される書面の電子交付に承諾すること。</u></p> <p>(8) <u>電子メールまたは電話の通信手段により、常時連絡が取れること。</u></p> <p>(9) <u>同一サービスの取引口座を保有していないこと。</u></p> <p>(10) <u>反社会的勢力と一切関係がないこと。</u></p> <p>2. <u>お客さまが法人である場合の口座開設基準は、次の通りとする。</u></p> <p>(1) <u>日本国内に本店があること。</u></p> <p>(2) <u>パソコンで本取引を行うためのインターネット利用環境が整っており、法人固有の電子メールアドレスを登録すること。</u></p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (口座の開設)</p> <p>お客様は、<u>口座の開設申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要と</u>します。</p> <p>&lt;&lt;個人のお客さま&gt;&gt;</p> <p>(1) <u>満年齢が20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること</u></p> <p>(2) <u>本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること</u></p> <p>(3) <u>ご自身の判断と責任により本取引を行うことができること</u></p> <p>(4) <u>金融資産が50万円以上あること</u></p> <p>(5) <u>日本国内に居住していること</u></p> <p>(6) <u>日本国以外には納税義務がないこと</u></p> <p>(7) <u>オンライン取引を行うためのインターネット利用環境が整っていること</u></p> <p>(8) <u>お客様固有の電子メールアドレスを登録すること</u></p> <p>(9) <u>個人情報 が正確に提供されること</u></p> <p>(10) <u>当社より提供される書面の電子交付に承諾すること</u></p> <p>(11) <u>電話または電子メールなどで常時連絡が取れること</u></p> <p>(12) <u>既に本取引口座を開設していないこと</u></p> <p>(13) <u>反社会勢力と一切関係がないこと</u></p> <p>&lt;&lt;法人のお客さま&gt;&gt;</p> <p>(1) <u>日本国内に本店が登記されている法人であること</u></p> <p>(2) <u>商業登記簿上の本店にて郵便物の受領が可能なこと</u></p>

現 行	変 更 後
<p>(3) <u>お客様の法人情報および取引担当者の個人情報</u>が正確に提供されること。</p> <p>(4) <u>当社より提供される書面の電子交付に承諾すること。</u></p> <p>(5) <u>取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任（法人代表者と同一も可）すること。また、取引担当者は当社が定める基準を満たしていること。当社が定める「取引担当者」の基準は以下のとおり。</u>  <u>・日本国内に居住する満年齢が20歳以上の個人であること。</u>  <u>・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。</u>  <u>・法人の役職員であること。</u></p> <p>(6) <u>電子メールまたは電話等の通信手段により、常時連絡が取れること。</u></p> <p>(7) <u>同一サービスの取引口座を保有していないこと。</u></p> <p>(8) <u>原則、投資法人、投資事業組合またはそれらに準ずる法人、団体等でないこと。</u></p> <p>(9) <u>法人および取引担当者が、反社会的勢力と一切関係がないこと。</u></p> <p>(10) <u>純資産が50万円以上であること。</u></p>	<p>(3) <u>オンライン取引を行うためのインターネット利用環境が整っており、お客様固有の電子メールアドレスを登録すること</u></p> <p>(4) <u>お客様の法人情報および取引担当者の個人情報などが正確に提供されること</u></p> <p>(5) <u>当社より提供される書面の電子交付に承諾すること</u></p> <p>(6) <u>電話または電子メールなどで常時連絡が取れること</u></p> <p>(7) <u>既に本取引口座を開設していないこと</u></p> <p>(8) <u>原則として、投資法人、投資事業組合またはそれらに準ずる法人、団体等でないこと</u></p> <p>(9) <u>法人、法人代表者、実質的支配者およびその他の法人関係者が反社会的勢力と一切関係がないこと</u></p> <p>(10) <u>純資産が50万円以上であること</u></p> <p>&lt;&lt;取引担当者基準&gt;&gt;</p> <p>(1) <u>満年齢が満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること</u></p> <p>(2) <u>日本国内に居住していること</u></p> <p>(3) <u>オンライン取引を行なうためのインターネット利用環境が整っていること</u></p> <p>(4) <u>口座名義人である法人に籍があること</u></p> <p>(5) <u>法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること</u></p> <p>(6) <u>反社会的勢力と一切関係がないこと</u></p>
<p>3 当社は、第1項または第2項および当社の本取引口座開設基準に基づき、口座開設の可否を審査し、当社が口座開設に応諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができるものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</p>	<p>2 当社は、第1項および当社の口座開設基準に基づき、口座開設の可否を審査し、当社が口座開設に応諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができるものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</p>

現 行	変 更 後
<p data-bbox="130 132 352 161"><u>4</u> (省 略)</p> <p data-bbox="130 176 807 302">5. 本取引を開設したお客さまが、第2条第1項もしくは第2項を満たさなくなった場合には、直ちに当社に対して通知するものとします。</p> <p data-bbox="408 416 536 448">(以下省略)</p> <p data-bbox="130 562 178 591">附則</p> <p data-bbox="130 607 647 638">本規定は、<u>平成28年10月1日</u>より施行する。</p>	<p data-bbox="823 132 1098 161"><u>3</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="823 176 1501 302">4. 本取引を開設したお客さまが、第2条第1項を満たさなくなった場合には、直ちに当社に対して通知するものとします。</p> <p data-bbox="1046 416 1259 448">(以下現行どおり)</p> <p data-bbox="823 562 871 591">附則</p> <p data-bbox="823 607 1339 638">本規定は、<u>平成28年12月19日</u>より施行する。</p>